

審 議 結 果 速 報

(令和7年6月30日)

陳 情 7 年 教 育 第 8 号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結 果

令和 7 年 6 月 定例会

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管 件 名	議決結果
7年－8 (R7.6.2)	教 育 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択について	不 採 択 (R7.6.30)
▶陳情事項 鳥取県議会として、次の事項を国の関係機関に要請すること。 ・子どもたちのゆたかな学びを保障するため、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善に向けて、学習指導要領の内容の精選を行うこと。		

▶所管委員長報告（R7. 6. 30 本会議）会議録暫定版

本県においては、現状で標準授業数を上回っている学校が全国平均よりも多く、まずは、標準時間数を上回る時数の必要性について点検し、教育課程の編成の見直しの検討が必要である。

また、県教育委員会において、各市町村教育委員会及び各学校に、児童生徒の実態や指導体制に応じた適切な授業時数の設定、学校行事の精選・重点化や業務の効率化等の対応を求めているところである。

こうした状況を踏まえ、県議会として国への意見書提出が必要とは考えられないという意見があり、本件陳情は「不採択」とすべきものと決定いたしました。

▶陳情理由

今、学校現場では、小学校・中学校・高等学校を合わせると 41 万人を超える不登校の子どもの数（令和 5 年度）が文部科学省の調査で明らかになっている。とりわけ小・中学校では 11 年連続で増加し、過去最多となっている。また、貧困・いじめ・教職員の未配置など解決すべき課題が山積しており、教職員は長時間労働の実態も改善されず、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

学習指導要領の改訂は、子どもたちのゆたかな学びの保障や、教職員の「働き方改革」に大きくかかわる。「カリキュラム・オーバーロード」の状態を改善することが喫緊の課題である。このため、次期学習指導要領の内容の精選や、標準授業時数の削減が強く求められる。

ついては、上記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を陳情する。

※「カリキュラム・オーバーロード」とは、国の教育課程基準に基づき、学校が定めた教育課程の時数と内容が過多（教育課程の過積載）になっていて、子どもや教職員に過大な負担がかかっている状態のこと。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

6/10 常任委員会資料

鳥取県教育委員会（小中学校課）

【現状】

- 1 文部科学省が令和6年度に実施した「令和5年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」の結果から、令和5年度の実績において、公立小・中学校等で標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成・実施している学校は、令和3年度と比較し減少していることが明らかになった。文部科学省は、各学校に対しては、今後の教育課程の編成・実施に際し指導体制に見合った計画の工夫を行うよう指導・助言するとともに、県・市町村教育委員会に対しては、各学校における教育課程の編成が適切に行われるよう指導・助言することを従前から依頼してきている。また、授業時数の配当や授業の1単位時間の工夫等、柔軟な教育課程を編成している好事例を紹介している。
- 2 文部科学省による、令和6年12月25日付け「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」により、「教育課程の実施に伴う過度な負担や負担感が生じにくい在り方をどのように考えるか」「年間の標準授業時数を現在以上に増加させないことを前提としつつ、その在り方についてどのように考えるか」等について、中央教育審議会での検討が行われている。
 - ＜全国の状況（令和5年度）＞ 小学5年生において、標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成している学校（年間1,086単位時間以上）は、8.2%であり、令和3年度と比べて17.6ポイントの減。
 - ＜県内の状況（令和5年度）＞ 標準授業時数を大きく上回った学校は12.6%（全国平均8.2%）と全国より多く、1,086単位時間以上の学校が一定数ある（15校）。令和4年度の標準授業時数を大きく上回った学校は8.2%（10校）であり、前年度より学校数が増加している。

【県の取組状況】

- 1 国の調査結果を踏まえ、以下の3点を周知するとともに、市町村教育委員会に対して各学校に通知及び指導助言するようお願いしている。
 - （1）標準授業時数を上回る部分の時数について、真に必要な時間かどうか検討し、改善を図る必要があること
 - （2）災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態においては、実施した授業時数が標準授業時数を下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものではないこと
 - （3）標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成している学校のうち、令和6年度中に点検を行う予定がある学校及び令和7年度 of 教育課程編成において必要な見直しを行う予定がある学校については、確実に点検または見直しを行うこと
- 2 令和5年度第2回県・市町村（学校組合）教育行政連絡協議会において、以下の2点について、各市町村教育委員会に対して各学校の改善が適切に行われるよう指導助言をお願いしている。
 - （1）授業時数について点検した上で、年度途中からであっても改善を進め、令和6年度以降の教育課程の編成に臨むこと
 - （2）各学校行事の教育的価値を検討し、学校行事の精選・重点化を図ること
- 3 「新 鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」（令和6年4月改訂）において、以下の4点について、各市町村教育委員会及び各学校に示し、周知徹底を図っている。
 - （1）そもそもの必要性が低下し、慣習的に行われている学校行事・校内研究会等を抜本的に見直すこと
 - （2）早期の計画立案等による組織的な運営や、会議の集約化・会議時間の上限設定、外部委託を行うなど、効率化を図ること
 - （3）学校行事の教育的価値を検討し、教育上真に必要なとされるものへの精選や重点化を図ること
 - （4）事前準備や運営の簡素化・省力化を進めること